

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

都城市長 宛て

森林所有者

住所
氏名
電話番号

伐採後の造林をする者
(造林する権原を有する者)
住所
氏名
電話番号

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住所
氏名
電話番号

仲介事業者及び伐採事業者
(立木を伐採する権原を有しない者)
住所
氏名
電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

都 城 市	町 大字	字	地番
林小班			

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

（記載欄）

【注意事項】

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 申請中又は申請前の許認可については許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日（又は申請予定期）を「3備考」欄に記載すること。

※確認後、☑を付けてください。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意します。また、伐採中及び伐採後に市から是正要請がある場合、速やかに対応します。
- 伐採時の事故防止に努めるとともに、資機材等の搬入出を行う際の交通安全など、周辺地域の状況に十分配慮するとともに、市道、林道等を利用する場合、鉄板等を敷くなど予防策を講じます。
- 伐採に起因する事案が生じた場合、伐採中及び伐採後においても、届出人、伐採者がその責任を負い、原型復旧及び早期回復を行います。

確認事項

- 再造林の推進に活用するために、本届出書の記載内容を都城市長が北諸県地域再造林推進ネットワーク事務局に提供すること並びに北諸県地域再造林推進ネットワーク事務局が宮崎県庁ホームページに掲載されている「再造林推進ネットワーク会員リスト」中の伐採事業者及び造林事業者に提供することに同意します。

(別添)

伐採計画書

伐採する者（立木を伐採する権原を有する者）

住 所

氏 名

電話番号

1 伐採の計画

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐（皆伐・抾伐）・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間	年 月 日	～	年 月 日
集材・搬出方法	車両系（集材路）・架線系・その他（ ）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	・ 延長 m	

2 備考

--

【注意事項】

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ及びクロマツをいう。）、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齡林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

造林計画書

伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）

住所
氏名
電話番号

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	期間	樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	年 月 日～ 年 月 日		ha	本		
天然更新	年 月 日～ 年 月 日		ha			—
5年後において適確な更新がなされない場合	年 月 日～ 年 月 日		ha			

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

【注意事項】

- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」又は「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林」として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。